

# 中小企業会計の基礎理論

## －ヤンセンの所説を中心として－

本 田 良 巳

- 1 はじめに
- 2 利害関係者の情報要求と情報規準
- 3 会計基準の選択
- 4 会計システムの評価と勧告
- 5 おわりに

### 1 はじめに

ドイツにおいて法形態別企業数をみれば、株式会社より有限責任会社の数が圧倒的に多く、また、合名会社・合資会社という人的会社の数も多い。概して、資本会社（株式会社、有限責任会社）は大企業であり、人的企業（合名会社、合資会社、個人企業）は中小企業である<sup>1</sup>。中小企業はその国の特徴をよく反映しており、中小企業の国際的に統一的な定義は大企業以上に難しい。

EUにおいて会計指令は原則的に大企業、資本会社を対象にしており、中小企業には分類・表示等において簡略化された会計指令が適用されている。したがって、中小企業に独自の、体系的な規定はみられず、各国独自の規定・基準に委ねられている。また、中小企業版 IFRS も EU レベルで承認しておらず、ドイツにおいてもその適用に否定的な意見が支配的である。

ところで、中小企業の会計に関して法律上の規定や会計基準の設定を論じるケースが多く、とくに中小企業版 IFRS への取組みは各国において焦眉な課題になっている。しかし、法律上の規定や会計基準から離れて、中小企業の会計を理論的に論じるケースは少なく、その理論的な基礎は堅固なものである、とは必ずしも言えないのである。

---

<sup>1</sup> 田淵 進著、『ドイツ中小企業と経営財務』、森山書店、2005年、15頁参照。

本稿はヤンセン (Janssen, J.) の所説に拠りながら、中小企業会計の理論的基礎を論じていきたい<sup>2</sup>。本節に続く第2節では中小企業の利害関係者の情報要求を分析し、第3節ではIFRSを基礎に中小企業会計において論じるべき基準・項目を十個、選択している。そして、第4節ではIFRS、HGB等の会計システムから中小企業に関連する規定を参照したうえで、中小企業の会計の提案を「勧告」としてまとめている。最後に第5節では本稿で論じてきたところを要約していくことにする。

## 2 利害関係者の情報要求と情報規準

ヤンセンによれば、「所有者が営業経営の一員である、あるいは営業経営に事実上の影響を有する時、そして、企業が法律的・経済的に独立している時、企業は中小企業として分類される」<sup>3</sup>。明らかなように、中小企業の量的な定義では「中小企業の本質は考慮されない」ことから、上記のように質的に定義している<sup>4</sup>。

本節では次の二点を明らかにしていきたい。

- (1) 連合体モデル (Koalitionsmodell) を基礎に、会計の目標を利害関係者への情報提供に求めている。
- (2) 利害関係者への情報提供を考える場合、情報の質的特性あるいは情報規準を確定しなければならない。

次に、(1)、(2) について詳述していくことにする。

### (1) 利害関係者の情報要求

会計の問題を論じる前に、企業観が問われる。ヤンセンは参加者の貢献と請求

---

<sup>2</sup>Janssen, J., Rechnungslegung im Mittelstand, (Wiesbaden 2009).

<sup>3</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 13.

田淵 進教授は中小企業を質的に次のように定義しておられる。

「つぎに、中小企業の質的な側面としては、その企業と所有者との間の緊密な結合関係が挙げられる。この緊密な結合関係とは、

－所有者が企業の経済的維持を保証して責任をもつこと。そして、

－企業の経営管理とこれに関するあらゆる意思決定の責任をとること、

とされている。これら二つのことからさらに必要となる特徴は企業の自立性ないしは独立性であって、コンツェルンなどの支配を受けないことが重要となる」。

田淵 進著、前掲書、10頁参照。

<sup>4</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 10.

により、企業を説明している。すなわち、「利害関係者を中心に、企業と個々の連合体参加者との間で給付と反対給付との均衡がある。連合体参加者は組織に貢献をし、それにより、請求（例えば、利益参加、労働報酬、利払いの形態で支払われる）を獲得する」<sup>5</sup>。このような連合体モデルあるいは利害多元的な企業理論（interessenpluralistische Unternehmenstheorie）は中小企業にも妥当している。

また、「会計の目標として、国内でも国際的にも経済的な意思決定の場合、会計の受け手の支援のための情報伝達が承認されている」<sup>6</sup>。このように、会計の目標として、利害関係者の意思決定のための情報提供が強調されており、このことは中小企業の会計にも妥当している。

利害関係者として、次の範囲が考えられる<sup>7</sup>。

- － 所有者と経営者
- － 金融機関
- － 市場関係者（仕入れ先と顧客）
- － 従業員と従業員代表
- － 国庫
- － 一般大衆

さらに、利害関係者の情報利害を検討し、要約すれば、「図表1」の通りである（「図表1」参照）<sup>8</sup>。

「図表1」に関連して、次のことが明らかになる<sup>9</sup>。

- ① 財務調達面からみれば、中小企業の資金調達は主として内部財務調達（利益留保、減価償却等）によっている。次に、短期・長期の信用によって資金調達は行われている。
- ② したがって、利害関係者の中でも金融機関（債権者）は優先的な地位として考慮されなければならない。

---

<sup>5</sup> Janssen, J., a.a.O., S. 80.

<sup>6</sup> Janssen, J., a.a.O., S. 82.

<sup>7</sup> Janssen, J., a.a.O., S. 89.

<sup>8</sup> Janssen, J., a.a.O., S. 99.

<sup>9</sup> Janssen, J., a.a.O., S. 100.

図表1 中小企業の受け手の情報利害

| 受け手       | 財務上の要求                                | 情報利害                                    | 会計情報の目的適合性                                                               |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 所有者       | 利益への残余請求権                             | 企業／支払能力の維持<br>将来のキャッシュ・フロー／収益ポテンシャルの金額  | 低い<br>理由：会計情報を上回る内部情報源泉への接近                                              |
| 金融機関（債権者） | 償却の支払い<br>利子の支払い                      | 企業／支払能力の維持                              | きわめて高い<br>理由：支払能力の判定／支払不能予測の範囲で情報要求。検証可能な、信頼に足るデータの要請。定められた、比較可能なデータの要請。 |
| 市場関係者     | 顧客：<br>財と用役給付<br>仕入れ先：<br>財と用役給付への支払い | 企業／支払能力の維持                              | 中ぐらい<br>理由：内部情報への接近は禁止、市場関係者に会計情報は向けられる。情報要求は長期的な関係者や協力者に限定              |
| 従業員       | 俸給の支払い<br>給付の報酬                       | 企業／支払能力の維持<br>市場に適正な、給付依存的な支払い／収益ポテンシャル | 少ない<br>理由：情報は情報ルートで反復される。従業員代表は会計情報を上回る内部情報源泉への接近を利用する。                  |
| 国庫        | 税金の支払い                                | 税算定の測定基礎として利益（税務上の給付能力）                 | きわめて高い<br>理由：税算定の範囲で国庫に会計情報は向けられる。しかし、国庫は商法会計への副次的な関心を有している。             |
| 一般大衆      | 明確に規定する要求はない                          | 根拠ある情報利害は導かれない                          | きわめて低い<br>理由：中小企業の少ない国民経済上の重要性に基づき、一般大衆の情報要求／保護要求は根拠づけられない。              |

- ③ 金融機関（債権者）の情報利害は「企業／支払能力の維持」にある。「企業／支払能力の維持」は同時に、他の利害関係者の情報利害でもある。

このことから、会計の目標として利害関係者への情報提供を設定する場合、中小企業の会計において金融機関（債権者）の優先的な地位が考慮されなければならないのである。

## （2）情報規準

IFRS の設定目的は投資家に対する情報提供にあり、情報の質的特性として目的適合性、理解可能性、信頼性、比較可能性等が要請されている<sup>10</sup>。

中小企業の会計においても利害関係者に対して情報を提供する場合、初めに情報

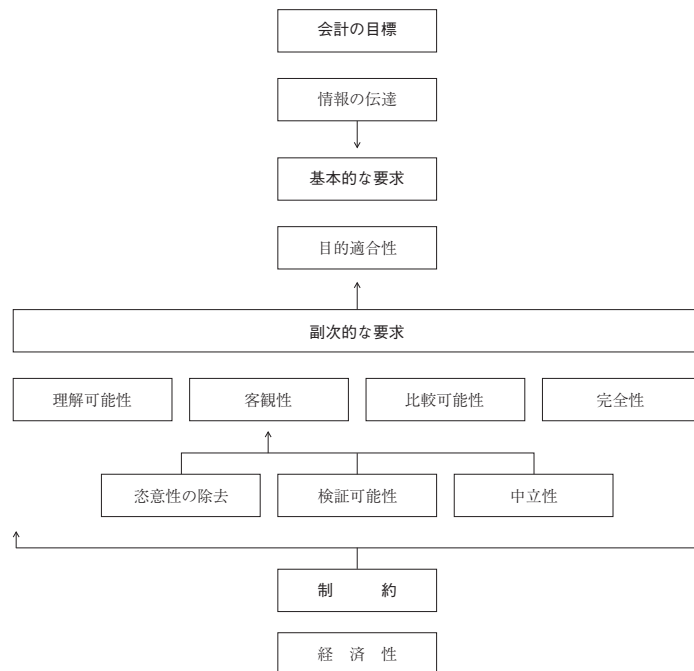
<sup>10</sup>国際会計基準委員会財団編 企業会計基準委員会 公益財団法人 財務会計基準機構監訳、『2009 国際財務報告基準 IFRS』，中央経済社，2009年，75頁-78頁参照。

規準を設定し、それを満たす情報を提供しなければならない。情報規準の体系は「図表2」の通りである（「図表2」参照）<sup>11</sup>。

「図表2」から明らかなように、会計の目標として情報の伝達を設定し、情報伝達の基本的な要求として目的適合性を据え、副次的な要求として理解可能性、客観性、比較可能性、完全性を据えている。

受け手がある情報に基づき、情報の不認識（Unkenntnis）とは異なる意思決定を行うかどうか为目的適合性にとって重要である。また、目的適合性に関連して、統制機能（Kontrollfunktion）と予測機能（Prognosefunktion）との間で識別されなければならない。統制機能は過去指向的な情報であり、信頼性や客観性が重視されるのに対して、予測機能は将来指向的な情報であり、目的適合性が重視される。したがって、統制機能と予測機能との間にコンフリクトあるいは緊張関係（Spannungsverhältnis）が生じている<sup>12</sup>。

図表2 要求規準のシステム



<sup>11</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 119.

<sup>12</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 104, S. 106-S. 107.

しかし、中小企業の会計において金融機関への情報提供を考慮する場合、統制機能と予測機能との間にコンフリクトより補完関係（Komplementarität）が成立している。何故なら、過去の信用の貸倒れ率や損失額から、将来の支払い不能の予測が可能になるからである。換言すれば、統制プロセスの結果が将来の予測に影響を及ぼすのである<sup>13</sup>。

### 3 会計基準の選択

周知のように、中小企業版 IFRS は IFRS を基礎に確定されている。IFRS から中小企業の財務諸表利用者のニーズとコスト・ベネフィットを考慮して一定の基準（第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、第8号「事業セグメント」、第33号「1株当たり利益」、第34号「中間財務報告」）は削除され、また、認識・測定・表示等において簡素化が計られている。このように、IFRS から一定の基準の削除、簡素化から中小企業版 IFRS は確定されている<sup>14</sup>。

ヤンセンにおいても同様、出発は IFRS である。IFRS から次に述べる三段階のプロセスを経て、会計基準は選択されている。選択された会計基準は「重要な貸借対照表作成状況」を示している。

#### （1）選択プロセスの第一段階

指令において作成が要請される決算書は貸借対照表、損益計算書、付属説明書の三種類である。このうち、付属説明書は貸借対照表、損益計算書の補足的な役割を果たすことから、貸借対照表、損益計算書が主要な決算書である。したがって、会計基準も貸借対照表、損益計算書に関連する基準のみが選択され、これらに関連し

---

<sup>13</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 104-S. 105.

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」では次のように述べている。

「情報は、利用者が、過去、現在若しくは将来の事象を評価し、また利用者の過去の評価を確認し訂正するために役立つことによって、利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合に、目的適合性を有する。

情報の予測的役割と確認的役割は相互に関連する」。

国際会計基準委員会財団編 企業会計基準委員会 公益財団法人 財務会計基準機構監訳、前掲書、75頁参照。

<sup>14</sup>平賀正剛、「第2章 中小企業版 IFRS の概要」、(国際会計研究学会「研究グループ報告」〈最終報告〉「各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」所収)、国際会計研究学会、2011年9月、28頁-29頁参照。

ない基準は除外される。「図表3」において塗りつぶしの基準は除外されることになる（「図表3」参照）<sup>15</sup>。

図表3 選択プロセスの第一段階

| 基準     | 項目                         |
|--------|----------------------------|
| IAS 1  | 決算書の表示                     |
| IAS 2  | 棚卸資産                       |
| IAS 7  | キャッシュ・フロー計算書               |
| IAS 8  | 貸借対照表の作成方法と評価方法、見積もりと誤りの修正 |
| IAS 10 | 後発事象                       |
| IAS 11 | 注文製造                       |
| IAS 12 | 収益税                        |
| IAS 16 | 有形固定資産                     |
| IAS 17 | リース取引                      |
| IAS 18 | 収益                         |
| IAS 19 | 従業員給付                      |
| IAS 20 | 公的機関への補助金の貸借対照表作成と表示       |
| IAS 21 | 為替相場変動の影響                  |
| IAS 23 | 他人資本コスト                    |
| IAS 24 | 関連当事者への取引関係について記載          |
| IAS 26 | 老齢保障の貸借対照表作成と報告            |
| IAS 27 | 連結決算書と子会社持分の貸借対照表作成        |
| IAS 28 | 関連企業持分の貸借対照表作成             |
| IAS 29 | 高インフレ国の会計                  |
| IAS 31 | ジョイント・ベンチャ持分の会計            |
| IAS 32 | 金融商品：表示と開示                 |
| IAS 33 | 一株当たり利益                    |
| IAS 34 | 中間報告                       |
| IAS 36 | 資産の価値減少                    |
| IAS 37 | 引当金、偶発債務と偶発債権              |
| IAS 38 | 無形資産                       |
| IAS 39 | 金融商品：認識と測定                 |
| IAS 40 | 財務投資として保有される不動産            |
| IAS 41 | 農業                         |
| IFRS 1 | IFRSの初度適用                  |
| IFRS 2 | 株式報酬                       |
| IFRS 3 | 企業結合                       |
| IFRS 4 | 保険契約                       |
| IFRS 5 | 売却のために保有される長期資産、廃棄される営業領域  |
| IFRS 6 | 天然資源の採掘と評価                 |
| IFRS 7 | 金融商品：開示                    |
| IFRS 8 | セグメント報告                    |

<sup>15</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 124.

なお、ヤンセンの著書では「IAS32 金融商品：表示と開示」は塗りつぶしがされていない。しかし、「図表3」において「IFRS7 金融商品：開示」は塗りつぶしされていること、また、「図表4」においてIFRS7とともに、IAS32も欠落していることから、筆者の判断において「図表3」においてもIAS32を塗りつぶしている。

## (2) 選択プロセスの第二段階

決算書は年度決算書（個別財務諸表）と連結決算書（連結財務諸表）とに大別される。通常，中小企業において作成される決算書は年度決算書である。したがって，会計基準も年度決算書に関連する基準のみが選択され，年度決算書に関連しない（あるいは連結決算書に関連する）基準は除外される。「図表4」において塗りつぶしの基準は除外されることになる（「図表4」参照）<sup>16</sup>。

図表4 選択プロセスの第二段階

| 基 準    | 項 目                        |
|--------|----------------------------|
| IAS 1  | 決算書の表示                     |
| IAS 2  | 棚卸資産                       |
| IAS 8  | 貸借対照表の作成方法と評価方法，見積もりと誤りの修正 |
| IAS 10 | 後発事象                       |
| IAS 11 | 注文製造                       |
| IAS 12 | 収益税                        |
| IAS 16 | 有形固定資産                     |
| IAS 17 | リース取引                      |
| IAS 18 | 収益                         |
| IAS 19 | 従業員給付                      |
| IAS 20 | 公的機関への補助金の貸借対照表作成と表示       |
| IAS 21 | 為替相場変動の影響                  |
| IAS 23 | 他人資本コスト                    |
| IAS 26 | 老齢保障の貸借対照表作成と報告            |
| IAS 27 | 連結決算書と子会社持分の貸借対照表作成        |
| IAS 28 | 関連企業持分の貸借対照表作成             |
| IAS 29 | 高インフレ国の会計                  |
| IAS 31 | ジョイント・ベンチャ持分の会計            |
| IAS 33 | 一株当たり利益                    |
| IAS 34 | 中間報告                       |
| IAS 36 | 資産の価値減少                    |
| IAS 37 | 引当金，偶発債務と偶発債権              |
| IAS 38 | 無形資産                       |
| IAS 39 | 金融商品：認識と測定                 |
| IAS 40 | 財務投資として保有される不動産            |
| IAS 41 | 農業                         |
| IFRS 2 | 株式報酬                       |
| IFRS 3 | 企業結合                       |
| IFRS 4 | 保険契約                       |
| IFRS 5 | 売却のために保有される長期資産，廃棄される営業領域  |
| IFRS 6 | 天然資源の採掘と評価                 |

<sup>16</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 126.

### (3) 選択プロセスの第三段階

残る会計基準は特定の貸借対照表作成状況に関連する基準（例えば、棚卸資産、有形固定資産等）と一般的な貸借対照表作成状況に関連する基準（例えば、決算書の表示、貸借対照表の作成方法と評価方法等）に分類される。「目標指向的な行動様式、体系的な行動様式を保証するため、会計規定の評価は個々の貸借対照表作成状況の写像に向けられなければならない」<sup>17</sup>。個々の、あるいは特定の貸借対照表作成状況の説明や評価において状況を包括する基準（sachverhaltsübergreifende Standard）は考慮される。したがって、「図表5」において塗りつぶしの基準は除外されることになる（「図表5」参照）<sup>18</sup>。

図表5 選択プロセスの第三段階

| 基 準    | 項 目                        |
|--------|----------------------------|
| IAS 1  | 決算書の表示                     |
| IAS 2  | 棚卸資産                       |
| IAS 8  | 貸借対照表の作成方法と評価方法、見積もりと誤りの修正 |
| IAS 10 | 後発事象                       |
| IAS 11 | 注文製造                       |
| IAS 12 | 収益税                        |
| IAS 16 | 有形固定資産                     |
| IAS 17 | リース取引                      |
| IAS 18 | 収益                         |
| IAS 19 | 従業員給付                      |
| IAS 20 | 公的機関への補助金の貸借対照表作成と表示       |
| IAS 23 | 他人資本コスト                    |
| IAS 26 | 老齢保障の貸借対照表作成と報告            |
| IAS 36 | 資産の価値減少                    |
| IAS 37 | 引当金、偶発債務と偶発債権              |
| IAS 38 | 無形資産                       |
| IAS 39 | 金融商品：認識と測定                 |

上記のように、IFRS から三段階のプロセスを経て削除・選択され、次の十個の会計基準、十項目が選択されることになる<sup>19</sup>。

- － 無形資産
- － 有形固定資産
- － リース取引
- － 金融商品

<sup>17</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 127.

<sup>18</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 127.

<sup>19</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 127.

- 棚卸資産
- 長期の注文製造 (langfristige Fertigungsaufträge)
- 税効果 (latente Steuer)
- 自己資本
- 引当金
- 年金引当金

#### 4 会計システムの評価と勧告

IFRS を基礎に選択された十項目について、IFRS、中小企業版 IFRS、HGB、BilMoG の規定をみていくことにする。四つの会計システムを参照・比較し、情報規準あるいは情報機能の観点からどの会計システムが中小企業の会計として最もふさわしいかを検討していくことにする。なお、ドイツ商法は2009年、改正されており、ここでは2009年以前のドイツ商法を HGB と称し、2009年以降の、現行の商法を BilMoG と称している。BilMoG は伝統的なドイツ商法と IFRS とを統合し、現代化したものである<sup>20</sup>。

ヤンセンに拠りながら、十項目のうち、棚卸資産、金融商品の二つの項目について参照・比較の結果をみていくことにする<sup>21</sup>。

##### (1) 棚卸資産の貸借対照表上の写像

###### ① 評価

###### (a) 製造原価

生産関連的な全部原価により、自家製造された棚卸資産の IFRS によって義務づけられた評価は HGB より優れている。BilMoG は HGB の著しい展開を表している。残りの借方記入選択権に基づき、BilMoG は IFRS より劣っている。

---

<sup>20</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 122.

また、HGB と BilMoG との相違について、例えば、次の論文を参照。

Zülch, H./Hoffmann, S., Die Modernisierung des deutschen Handelsbilanzrechts durch das BilMoG: Wesentliche Alt- und Neuregelungen im Überblick, Der Betrieb, 62. Jg., Nr. 15, 2009, S. 745-S. 752.

<sup>21</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 161-S. 173, S. 180-S. 196.

(b) 計画外の価値減少

HGBにおける原材料、補助材料、経営材料の調達市場指向的な評価はIFRSの販売市場指向的な評価と比較して客観的であり、経済的である。

IFRSによる商品の販売市場指向的な評価はHGBの評価概念より優れている。HGBにおいて認められる評量償却（Ermessensabschreibung）、将来の価値変動の先取りのための償却はIFRSと比較して明らかな短所である。BilMoGによる償却選択権（Abschreibungswahlrecht）の放棄は歓迎に値する改正である。

IFRS、BilMoGの法形態に独立の価値回復命令（Wertaufholungsgebot）はHGBに優先されなければならない。

(c) 評価単純化

IFRSはHGBに対して優先されなければならない。何故なら、IFRSは評価方法を先入先出法、平均法に制限するからである。反対に、HGBは著しい形成空間（Gestaltungsspielraum）を開け、様々な方法から自由な選択を可能にしている。BilMoGはHGBの改正を表しているが、十分というわけではない。何故なら、拒否されるべき後入先出法はさらに認められるからである。

② 全体的な判定

- (a) IFRSによる原材料、補助材料、経営材料の強制的な、販売市場指向的な評価を除いても、種々の会計規定はIFRSの明らかな優位性を根拠づけている。
- (b) BilMoGはHGBの相当な改正をもたらしている。残念ながら、若干の領域において十分ではない。

③ 勧告

- (a) 中小企業指向的な貸借対照表法は全部原価の強制的な計上により、自家製造された棚卸資産の評価において形成空間を減少するだろう。この場合、一般管理費、社会領域からの費用は借方記入から除外されるべきである。
- (b) 事後評価の範囲において、原材料、補助材料、経営材料の調達市場指向的な評価が示され、商品、完成品の販売市場指向的な評価が示されている。
- (c) 合理的な商人の判断の範囲で評量償却、将来の価値変動の先取りのための償却は拒否されなければならない。法形態に独立の価値回復命令は勧告に値する。

- (d) 評価単純化のために認められる方法は先入先出法に制限され、根拠づけられた例外的な場合にのみ、平均法による評価は認められなければならない。

## (2) 金融商品の貸借対照表上の写像

### ① 評価

#### (a) 時価評価

時価評価は場合によっては会計情報の高い目的適合性に貢献するにせよ、金融商品の貸借対照表上の写像のために HGB は IFRS に優先されなければならない。IFRS は中小企業の会計において客観化の要請を満たしていない。したがって、HGB は潜在的な秘密準備金の甘受のもとでのみ、優先されなければならない。中小企業版 IFRS はほとんど改正をもたらさない。中小企業版 IFRS は正しい方向への進歩である。これに対して、BilMoG は将来を見据えた商法の展開であり、会計の情報機能を強化している。

#### (b) 金融派生商品

HGB は IFRS, 中小企業版 IFRS に優先されなければならない。しかし、優位性は HGB の規定の目的一致に帰せられるのではない。このような評価の理由はむしろ IFRS の明白な客観化の欠如にある。

#### (c) 計画外の価値減少

計画外の償却において IFRS, 中小企業版 IFRS は HGB に明らかに優先されなければならない。BilMoG は歓迎されなければならない。何故なら、BilMoG は商法第253条第4項による評量償却の廃止、商法第253条第3項による将来の価値変動の先取りのための償却を含むからである。固定資産における一時的な価値減少の場合、BilMoG において償却選択権を存続することは消極的に判断されなければならない。

### ② 全体的な判定

- (a) HGB はその高い客観化のために IFRS に僅かに優先されなければならない。
- (b) BilMoG ははるかに高い目的の一致を達成している。
- (c) 中小企業版 IFRS は正しい方向への最初の、僅かな進歩を表している。

## ③ 勧告

- (a) 中小企業の会計において、客観性の要求規準に上位の意義が置かれている。付すべき時価評価はつねに活発な市場の存在によって決まる。客観的な市場価格が存在するなら、売買目的の金融商品や金融派生商品の場合、時価評価は会計情報の高い目的適合性を生じる。
- (b) 負債や売買目的でない金融商品について、時価評価は拒否されなければならない。
- (c) 計画外の価値減少の場合、償却命令は勧告に値する。後に価値減少の原因がなくなる場合、価値回復命令は合目的であるように思われる。

十項目について「② 全体的な判定」をまとめることにする（「図表 6」参照）<sup>22</sup>。

図表 6 全体的な判定

| 項 目     | 会計システムの評価                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無形固定資産  | 無形固定資産について会計システムの評価は統一的な姿を明らかにしない。全体として、HGB は他の会計システムより優れている。BilMoG は中小企業版 IFRS、IFRS に優先されなければならない。IFRS と中小企業版 IFRS との間で顕著な相違はほとんど明らかにならない。 |
| 有形固定資産  | 結論の異質性 (Heterogenität) に基づき、全体的な評価は制限的に可能である。全体的に、HGB、IFRS、中小企業版 IFRS より BilMoG の僅かな優位性が存在している。                                             |
| リース取引   | すべての会計システムは情報指向的な会計の要求を不十分に満たしている。全体的に、国内の会計規定は高い実行可能性のために国際的な会計規定よりも優先されなければならない。                                                          |
| 棚卸資産    | 原材料、補助材料、経営材料について IFRS による強制的な、販売市場指向的な評価を除いて、種々の会計規定は IFRS の明らかな優位性を根拠づけている。中小企業版 IFRS は IFRS の展開を表さない。これに対して、BilMoG は HGB の改正をもたらしている。    |
| 長期の注文製造 | 貸借対照表上の写像は HGB によっても IFRS によっても不十分である。BilMoG は HGB の改正をもたらす。中小企業版 IFRS の規定は IFRS の規定に一致している。                                                |
| 金融商品    | HGB は IFRS より僅かに優れている。BilMoG ははるかに高い目的の一致を達成している。中小企業版 IFRS は正しい方向への最初の、僅かな進歩を表している。                                                        |
| 税効果     | HGB は IFRS より優れている。中小企業版 IFRS は IFRS の実質的な展開を表していない。BilMoG による修正に対して著しい異議がある。                                                               |
| 自己資本    | HGB は IFRS より明らかに優れている。残念ながら、ドイツの中小企業の観点から SME プロジェクトの範囲で資本区分における重大な弱点を取り除く機会を IASB は利用していない。                                               |
| 引当金     | HGB に比較して、IFRS、中小企業版 IFRS による貸借対照表上の写像が優先されなければならない。BilMoG 規定と国際的な規定との比較は結論の異質性に基づいて優位性について開示を可能にしない。                                       |
| 年金引当金   | BilMoG は他の会計システムの規定より明らかに優れている。中小企業の会計にとり、HGB は IFRS より複雑さが少ないことから適切である。中小企業版 IFRS は正しい方向への最初の進歩である。                                        |

<sup>22</sup>Janssen, J., a.a.O., S. 238.

「図表6」から次のことが明らかになる。

- (a) 四つの会計システムのうち、中小企業の会計としてふさわしい会計システムはみあたらない<sup>23</sup>。
- (b) 全体的に、HGB, BilMoGの方がIFRS, 中小企業版IFRSより優れている<sup>24</sup>。このことは「図表6」から八つの項目についてHGB, BilMoGの方が優れており、二つの項目（棚卸資産, 引当金）についてIFRS, 中小企業版IFRSの方が優れていることから明らかである。
- (c) さらに、BilMoGの方がHGBより優れている。「多くの項目（有形固定資産, 棚卸資産, 金融商品, 引当金, 年金引当金の貸借対照表上の写像）において、BilMoGは現行の商法（HGBのこと－筆者注）と比較して情報機能の追求された強化をもたらしている」<sup>25</sup>。
- (d) IFRSは目的適合性, 客観性を欠いている。IFRSは投資家に対する情報提供をその目的としており、中小企業の利害関係者にとって目的適合性を欠いている。また、例えば、公正価値, 実現可能性にみられるように、客観性の程度は低いと考えられる<sup>26</sup>。
- (e) 中小企業版IFRSについて利害関係者, その情報要求の分析は不十分である。「実質的に変更のない基準（IFRSのこと－筆者注）を利用して、基本的に異なる適用グループ, 受け手グループのために新たな会計システム（中小企業版IFRSのこと－筆者注）を形式的に得ようとしている」<sup>27</sup>。

上記の（b）, （c）からも明らかなように、四つの会計システムのうち、BilMoGは中小企業の会計として相対的に優れている。しかし、BilMoGも問題を残しており、さらに改正が要請されるのである<sup>28</sup>。

最後に、十項目について「③ 勧告」をまとめることにする。ヤンセンの提唱す

<sup>23</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 239.

<sup>24</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 245.

<sup>25</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 242.

<sup>26</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 239.

<sup>27</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 242.

<sup>28</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 243, S. 246.

図表 7 勧告

| 項 目     | 勧 告                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無形固定資産  | 無形固定資産の貸借対照表上の写像においてオリジナルな無形固定資産の借方記入禁止が要求されなければならない。事後評価は取得原価によって行われる。新評価法の適用は拒否されなければならない。                                                                                                      |
| 有形固定資産  | 有形固定資産の貸借対照表上の写像の範囲で、全部原価で自家製造された固定資産の計上は勧告されなければならない。一般管理費や社会領域のコストは借方記入から除外される。事後評価は（継続的な）調達原価・製造原価に基づかなければならない。                                                                                |
| 棚卸資産    | 自家製造された棚卸資産の評価の場合、全部原価による強制的な計上は説得力がある。ここで、一般管理費や社会領域の費用は借方記入から除外される。事後評価の範囲で原材料、補助材料、経営材料の調達市場指向的な評価が示され、商品、完成品の販売市場指向的な評価が示されている。評価単純化のために評価方法は先入先出法に制限される。また、根拠ある例外的な場合、平均法による評価が認められなければならない。 |
| 長期の注文製造 | 長期の注文製造について、原価評価が推奨されなければならない。                                                                                                                                                                    |
| 金融商品    | 付すべく時価による金融商品の評価はつねに活発な市場の存在に結びつけられなければならない。客観的な市場価格が存在するなら、取引金融商品、金融派生商品における時価評価は会計情報の高い目的適合性をもたらす。負債や取引目的のために保有されない金融商品について、時価評価は拒否されなければならない。                                                  |
| 税効果     | 税効果の貸借対照表上の写像は高い複雑さ、それに伴う貸借対照表作成費用によって特徴づけられる。しかし、受け手にとって目的適合性はほとんどなく、中小企業の会計において税効果の貸借対照表記入について完全な放棄が考慮されるべきである。                                                                                 |
| 自己資本    | 若干の開示力ある規準により、中小企業指向的な資本区分の考えは法形態に中立的な、委ねられた資本の経済的な内容を反映する貸借対照表表示を生じなければならない。中小企業の受け手グループを背景にして、自己資本の損失調整機能に指向する区分が推奨されなければならない。                                                                  |
| 引当金     | 引当金の計上は外部性義務のメルクマールによって客観化される。評価の範囲で、履行時点における価格状況が狙いに置かれなければならない。履行金額は割引かれるべきである。                                                                                                                 |
| 年金引当金   | 中小企業に適切な会計にとり、老齢保障からの債務の範囲が完全に貸借対照表に開示されること、事実上の債務保障の可能性が認識できることがきわめて重要である。したがって、評価損益の即時の、成果作用的な認識は必要である。割引のため、数年にわたる平均利子率が利用されるべきである。                                                            |

る中小企業の会計（とくに評価）は「図表 7」に要約されている（「図表 7」参照）<sup>29</sup>。

## 5 おわりに

ヤンセンは2009年、著書『中小企業の会計』を公刊している。同じ2009年3月、ドイツ連邦参議院ではBilMoGが成立し、2009年7月、IASBでは中小企業版IFRSを公表している。このような状況の中で、ヤンセンの著書はBilMoGに対して高く評価するのに対して、中小企業版IFRSに対して批判的である、というドイツの一

<sup>29</sup>Janssen,J.,a.a.O.,S. 244.

般的な状況を示している。最後に本稿で述べてきたところを要約していくことにする。

- (1) 連合体モデルを基礎に、会計の目標を利害関係者への情報提供に求めている。利害関係者の中でも金融機関(債権者)は資金調達面から優先的な地位に置かれ、その情報利害は「企業／支払能力の維持」にある。利害関係者への情報提供を考える場合、情報規準を満たさなければならない。具体的に、目的適合性、理解可能性、客観性、比較可能性、完全性等の情報規準が要請されている。
- (2) IFRSを基礎に会計基準の削除・選択が行われている。選択プロセスの第一段階において貸借対照表、損益計算書に関連する会計基準が選択され、これらに関連しない会計基準は削除され、第二段階において年度決算書に関連する会計基準が選択され、連結決算書に関連する会計基準は削除されている。さらに、第三段階において特定の貸借対照表状況に関連する基準が選択され、一般的な貸借対照表状況に関連する基準は削除されている。結果的に、棚卸資産、有形固定資産等、十個の会計基準が選択されている。
- (3) 選択された十項目についてIFRS、中小企業版IFRS、HGB、BilMoGの四つの会計システムを参照・比較し、情報規準あるいは情報機能の観点からどの会計システムが中小企業の会計として最もふさわしいかを検討している。検討の結果、四つの会計システムのうち、中小企業の会計としてふさわしい会計システムはみあたらない。しかし、HGB、BilMoGの方がIFRS、中小企業版IFRSより優れ、さらに、BilMoGの方がHGBより優れている。最後に、ヤンセンの提唱する中小企業の会計(とくに評価)を「勧告」として要約している。

ヤンセンの所説は上記の通りであるが、同時に次のような問題を内包しているように思われる。

- (1) IASBは2010年9月、「財務報告のための概念フレームワーク2010」を公表している。ここで、情報規準として、基本的な質的特性(目的適合性、忠実な表現)と補強的な質的特性(比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性)を要請している<sup>30</sup>。このような情報規準の改訂が利害関係者に対する情報提供を会計の

---

<sup>30</sup>国際会計基準委員会財団編 企業会計基準委員会 公益財団法人 財務会計基準機構監訳、『2013 国際財務報告基準 IFRS』, 中央経済社, 2013年, B13-B20参照。

目標に設定するヤンセンの所説にどのような影響を及ぼすかが問題になってくる。

- (2) IFRS から中小企業版 IFRS を設定する場合、基準の削除、簡素化が計られている。しかし、ヤンセンの所説では IFRS の削除・選択から十個の会計基準を選択しており、基準の簡素化という発想はみられない。これは中小企業の会計を考える場合、中小企業の範囲は大企業に近い企業から零細企業まで広範であり、どのような中小企業の属性を考えるかという問題にも関連している。

このような問題を内包しながらも、ヤンセンの所説は中小企業の会計を考えるうえで、有益な理論的基礎を提供していると考えるのである。